

（午後2時35分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番14、12番 清水君。

〔12番（清水信弘君）登壇〕

○12番（清水信弘君）始めさせていただきますと思います。

政権交代が成りまして、それとは何の関係もない橋本議会が開かれておりますけれども、安倍さんのスピード感だけは大したものだと思っております。

さて皆さん、「三昧」という言葉をご存じでしょうか。上にぜいたくとか読書とかついて、「ざんまい」と濁るんですけれども、しからば、この「昧」という字ですね。意味を訓読みできる方はおりますでしょうか。これは「暗い」というんです。今、松浦さんから指導を受けたんですけども、「日が未だ」だから暗いんだと。なるほどそういう解釈もあるなと思ったんですけども、しからば、「三」は何だということになります。ぜいたくのほかにあと三つぐらいはすることがあるだろうということになるのではないかと。これはかの有名な『広辞苑』には出ておりません。清水独自苑でございまして、ほかへ行ってあまり言わないようにしてほしいと思うんですけども、そんなことや何かで世界情勢を見てみますと、東西南北、北にロシア、西に朝鮮半島、韓国、北朝鮮、中国、南はあいてるかなと思ったんですけども、尖閣で中国が出しゃばってまいりました。これら嫌悪感でむせ返るような国はほっといて、東、太平洋に向かったらどうかと思うわけでありまして。Throug

h Pacific Partnership、TPP三昧が今年のキーワードになるのではないかなと、安倍さんに聖域なき交渉はないなどと言わずにどんと行けとエールだけ送っておきたいと思います。

1番、高野口公園の管理について。

高野口公園はこの紀北、紀ノ川筋では有数の桜の名所、また竹下内閣のときにはふるさと創生資金1億円の大半を投入。高野口町誇りの公園でした。町においては産業課を中心に、各種団体がその誇りの維持管理、美化に腐心していました。今、その大枚を投じてきた場所に建てられた施設、例えばミステリーハウス、あずまや等の屋根はコケむし、壁板はくさり始め、といは枯葉が雨の流れを阻み、それゆえここにもコケが生え、旧高野口町民のみならず、訪れる人に一層の寂寥感を与えています。また、ロザリオンと命名された展望台の塗料もはがれ始め、その下にはさびがのぞける状態。すぐに危険につき立ち入り禁止の表示がなされることでしょう。また、ふるさと創生時に植えられた、いわば若桜の幹に、老木に見られるシラゴケが多く見られます。これは施肥の不足で桜木全体の勢力が落ちている証左にほかなりません。老木に至り、枯れた太幹、太枝を切ってそのまま放置、くさり始めているものも散見します。桜の木の管理として、切った幹には雨の浸透を防止するための方策があると思うのですが、いかがでしょう。高野口公園全体の維持は、今ならまだ間に合うと思われま。当局はかような状況の高野口公園にどう対処するおつもりですか、をお聞きしたいと思います。

2番、高額療養費について。

(1) 番です。この制度は病院の窓口などで支払う医療費を一定額以下にとどめる目的で支給される制度。1カ月間、同月内にかかった費用を世帯単位で合算し、自己負担限度額を超えた分については、公的医療保険者によって支給されるもので、日本が世界に冠たる医療保険制度の一端を担うもので、ありがたい制度であることに紛れもありません。ただ、その運用についてはとてもわかりにくく、説明を受けても理解に及べる能力もかなり持ちにくいものであります。70歳未満の3割負担の被保険者一点について質問したいと思います。

①上位所得者についての自己負担の割合の算出式は(10割相当医療費－50万円)×1%＋15万円。

②一般については同様に(10割相当医療費－26万7,000円)×1%＋8万100円。

③低所得者(市町村税免除世帯)については3万5,400円。

この算出式に基づいて10割医療費が50万円だった場合の①、②、③者の自己負担額を求めると、①(50万円－50万円)×1%＋15万円で15万円となります。②(50万円－26万7,000円)×1%＋8万100円＝8万2,430円。③の方には3万5,400円となります。

問題は、アンダーライン部の同月内にかかった費用ということにあります。この①、②、③者が例えば9月、10月、2カ月にわたって同金額の療養を受けた場合を考えると、すなわち100万円の医療費がかかったとすると、おのおの2倍して、①は30万円、②は16万4,860円、③は7万800円ということになります。この100万円という医療費を9月1カ月同月内に受けていれば、①の方について(100万円－50万円)×1%＋15万円＝15万5,000円。②の方は同様に(100万円－26万7,000円)×1%＋8万100円＝8万7,430円。③の方は

3万5,400円そのままとなり、①における差額は14万5,000円、②の方の差額は7万7,430円。③は3万5,400円ということになります。

問題の2番。してみると、例えば入院が30日にわたったとして、入院日が9月15日、退院日が10月15日となった場合と、同じ入院日数でも9月1日入院、9月30日退院では、この高額療養として被保険者が受ける負担額が大きく違ってきます。不合理ではないでしょうか。なぜこういった不合理な制度となっているのか、この制度の趣旨を聞きたいと思えます。

3番目、橋本市民病院の入院者の平均日数は何日ですか。20日だとしたら、同月内に受けた高額療養費として全額その恩恵を受けられるチャンスは10日間の3分の1ということになります。2カ月間を1単位として処理する制度にすれば、ほとんどの入院患者がこの制度で救われると思います。橋本市でこの不合理に対処できる施策はないものですか、を伺いたいと思えます。

檀上より終わります。

○議長(井上勝彦君)12番 清水君の質問項目1、高野口公園の管理に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

[建設部長(松浦広之君)登壇]

○建設部長(松浦広之君)高野口公園の管理についてお答えします。

高野口公園は旧高野口町において、高野口公園を美しくする会等のボランティアによる奉仕活動もいただきながら、良好な維持管理に努めてきました。議員おただしのよう、現在、各施設は老朽化が進み、桜の木には白いコケが付着するなど十分に管理が行き届いていない部分があると認識しています。

平成2年、ふるさと創生事業により建設された公園施設の内、ロザリオンにつきまして

は、平成17年に修繕及び塗装工事を行いました。8年を経た現在、さび等の腐食が出てきております。他の施設につきましても、年月の経過の中で老朽化が進んでいます。今後は公園長寿寿命化事業の中で予算の許す範囲ではありますが、各施設の修繕に取り組んでいきたいと考えます。

また、桜の木の白いコケですが、コケの種類はウメノキゴケというコケで、木が枯れてしまうようなことはないようです。議員ご指摘のとおり、原因は肥料不足等により木自体が弱っているものと考えられます。この点につきましても、今後、施肥等の対策を行うとともに、太幹を切ったところは殺菌剤を塗布するなど、木枯れを防ぐための対策を行いたいと考えます。

施設の管理、公園の美化に取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（井上勝彦君）12番 清水君、再質問ありますか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）まず、前に町会議員をやっていたときに受けた研修で、一般質問の答弁には礼を言うなということがありました。皆さん言ってもらえるようですけども、今回は、ありがとうございました。

本年度の予算でこれは可能なんでございましょうか。それだけ伺いたいと思います。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）今議会におきまして、国の景気対策のほうで、いろんな予算が3月補正でも上程されております。それからまた新年度の予算においても長寿寿命化の公園整備についても計上させていただきます。補正の分になるか当初の分になるかは別にしまして、現場も見させていただいた中では早急に対処すべき部分もございしますので、いずれ

にしましても3月補正あるいは当初予算の中で許される範囲ではありますが、緊急順位を決めて対処していきたいというふうに考えます。

○議長（井上勝彦君）12番 清水君。

○12番（清水信弘君）1番は以上で終わります。2番をお願いします。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、高額療養費に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（北山茂樹君）登壇〕

○健康福祉部長（北山茂樹君）高額療養費のおただしについてお答えします。

まず1点目の計算例のおただしについては、計算例どおりで相違ございません。

2点目の高額療養費の支給が1カ月単位となっている趣旨についてですが、高額療養費制度とは、医療機関や薬局の窓口で支払った額が暦月、月のはじめから終わりまでですけども、暦月で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度で、年齢や所得に応じてご本人が支払う医療費の上限が定められています。

国民健康保険法第57条の2に高額療養費の支給に関しての定めがあり、同条第2項において高額療養費の支給要件、支給額、その他高額療養費の支給に関して必要な事項は療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して政令で定めると規定されています。その規定により、国民健康保険法施行令第29条の2で高額療養費の支給要件及び支給額の詳細が定められており、その条文の中で高額療養費は同一の月内に受けた療養等から算定することとなっています。また、保険者が被保険者の一部負担額等を把握するのは医療機関が医療費を請求するレセプトであり、レセプトは暦月単位で請

求される仕組みとなっています。

以上のことが暦月単位で高額療養費を算定する根拠となっており、おただしのとおりに不合理が発生することとなりますが、法の規定により業務を執行するものでありますので、ご理解をお願いします。

3点目の橋本市民病院の平均在院日数及び橋本市として対処できる施策についてですが、橋本市民病院の入院者の平均在院日数については、病状により大きく異なりますが、平成23年度は16.0日、平成24年度は12月末日まで16.4日となっています。また、本市として対処できる施策ということですが、2番目のおただしでお答えしたとおり、法の規定による業務の執行であることから、市で対処できる施策はございませんので、ご理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（井上勝彦君）12番 清水君、再質問ありますか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）1番と正反対の答弁をいただきまして、ありがとうございます。

これは本当に部長を責める気も市を責める気も何もないんです。これはほんまにしゃあないところなんですけども、一旦自分がこういう立場になってみると、これはおかしいやないかと。窓口の方に聞いたんです。この趣旨は何よと言うたら、こうなってますと。よう考えてみたらそれしかないんですわ。しかし知っておいてもらいたいと思ひましてね。こんなんえらい運やないかなと思うわけですよ。病院の方に事務長もおいでだと思いますけども、橋本の方は優先的に前のほうへ持っていくとか、月のはじめに持っていくとか、そういうこともできないと思ひます。それはもうおかしいことになってくるので、できないと思ひますけれども、こういう質問をするのも、私は勉強したんですけれども、途

中から枝葉がいっぱい解説があるわけですよ。何もこっちを理解したら本文が忘れてしまって、ここへ行くまでもかなりかかって、指導を受けて質問に臨んでいるわけです。わかりやすいと思ひますので、どうぞ覚えておいていただきたいと思ひますけれども、16日でしたら、月の真ん中に入ったらだいたい救済されるということでもいいんじゃないかなと思ひます。これは何か似とるなと思ひて何かいなと思ひたら、要するに母親の満中陰があったんですけれども、満中陰というのは四十九日するのに3カ月を超えたらあかんというんじゃないけど、あかん。だからあかんようになる前に35日でやっしまえというようなことをおっしゃる方もおられるわけですよ。これは何でやと思ひて、そこいらで聞いてみました。そしたらネットにちょうど出ていました。四十九というのは、四十九が三月、身につくからやめたほうがいいと。こんなことで落ちついていました。だからきっちり3カ月かかろうと、四十九日はちゃんと49日でやっあげたほうがいいということで、別に落とすつもりなかったんですけれども、一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（井上勝彦君）12番 清水君の一般質問は終わりました。